



お知らせ

国民年金保険料の納付が困難なときは

免除・納付猶予制度のご利用を

国民年金第1号被保険者で保険料の納付が困難な人は、国民年金保険料免除・納付猶予制度をご利用ください。

免除制度

保険料の納付が困難な人は、申請し認められると保険料の納付が全額、もしくは一部免除されます。

対象／本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人

※一部免除で承認された人は、減額された保険料を納付しないと、その期間の免除は無効（未納と同じ）になります。

納付猶予制度



保険料の納付が困難で、納付に猶予が必要な人は、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。

対象／本人及び配偶者の前年所得が一定以下で20歳以上50歳未満の人

★失業を理由とする申請について

失業した人の前年所得を除外して審査を行います。申請年度の前年1月1日以降に離職日がある人が対象です。例えば、令和4年度の申請の場合、令和3年1月1日以降に離職している必

要があります。申請には必ず雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証などの離職日を証明する書類の写しを添付してください。

申請方法



国民年金課または富士年金事務所に申請書を提出してください。

持ち物／基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)、免許証等の身分証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し(失業を理由とする場合)

注意事項

- ・7月から翌年6月までを1年度として申請できます。
- ・申請日から2年1か月前までの期間についてさかのぼって免除申請ができます。
- ・原則、毎年申請が必要です。

令和4年度分の申請受付

令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月分)の免除申請は、7月1日(金)から受け付けます。

富士年金事務所(T4168654)

横割3(5-33)

(61)1900

国民年金課 国民年金担当 (市役所3階)

(55)2755 (51)2521



▲日本年金機構ウェブサイト



お知らせ

富士市地域産業支援センター

Be.Paletteふじとは？

地域経済の活性化のため、市と地域の産業支援機関の連携によるオール富士市の体制で、地域に根差した事業者支援を行う「Be.Paletteふじ」。事業者や起業希望者の皆さんぜひご利用ください。

Be.Paletteふじとは？

富士市地域産業支援センターの愛称で、市内の事業者や市内で起業を希望する人を対象に、経営全般に係る支援を伴走しながら行う総合相談窓口です。

どんな支援をしているの？

支援内容

販路開拓、経営の安定・革新、IT・DX、新産業・新製品創出、資金調達、起業・創業、事業継承、事業創出、マッチング、その他経営上の課題 など

支援形式

よろず相談／ワンストップ窓口での待受型相談
プッシュ型支援／企業・現場訪問型支援
主催セミナーの開催

主催セミナーの開催

希望に応じた各種セミナーの開催
相談できる日時 月々金曜日(祝休日、年末年始を除く)

- ① 9時30分～
- ② 11時～
- ③ 13時～



- ④ 14時30分～
 - ⑤ 16時～
- (1回当たり60分程度)

※相談は原則事前予約制。
ウェブサイトをご活用ください

ウェブサイトにて、無料相談予約をすることが出来ます。また、各種イベント・セミナーなど、事業者の皆さんにとって有益なコンテンツを配信しています。ぜひご覧ください。

相談の予約方法

- ① 以下のQRコードにアクセス



- ② ページ中段カレンダーから相談希望日・時間帯を選択する

- ③ お客様情報を入力
- ④ 予約申請完了(担当者から予約確定のメールを送ります)

※直前(2日以内)の予約を希望する場合は、電話でお問い合わせください。

幅広い経営課題に対し、各種コ－ディネーターが解決を手伝います。まずは気軽に「相談ください」。

問合せ

富士市地域産業支援センター(永田北町3-3)

(52)6777 (52)6788

fsangyou-center@ex.fuji.shizuoka.jp

中央図書館分館2階